

2021年4月1日

各位

株式会社 鳥取銀行

**「未利用口座管理手数料の新設」「一定金額未満の普通預金等の解約手続きの簡略化」
および「一部預金商品の新規取扱の中止」について**

株式会社 鳥取銀行（頭取 平井 耕司）は、2021年7月1日(木)より新たに「未利用口座管理手数料」を導入いたします。また、一定金額未満の普通預金等の解約手続きを簡略化するほか、一部預金商品の新規取扱を中止いたしますので、お知らせします。

当行では、今後も引き続きより一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 「未利用口座管理手数料」の新設について

本手数料は、長期間ご利用されていない預金口座が不正利用されることを防止するために行うもので、対象となる口座の残高が「未利用口座管理手数料」に満たない場合は、自動解約となる取扱いを開始いたします。なお、2021年6月30日(水)までに開設された普通預金口座については、対象外といたします。

対象口座	2021年7月1日(木)以降に開設された普通預金口座 (総合口座・決済用普通預金口座を含みます)
未利用口座 となる口座	最後の入出金※から2年以上お取引のない口座 ※利息の入金および「未利用口座管理手数料」の引落しを除きます ただし、以下のいずれかに該当する口座は対象外となります ・対象口座の残高が10,000円以上である場合 ・お預かり金融商品(定期預金、投資信託、公共債等)のご指定口座 ・お借入(カードローン含む)がある場合の返済用口座 ・IC TORICAが発行されている口座
未利用口座の お取扱い	・対象となる見込みのお客さまには、予め、当行にお届いただいている住所へ「ご案内」を送付いたします ・発送後、一定期間を経過してもお取引またはご解約が無い場合、当該口座より本手数料を引落しさせていただきます
手数料額	年間 1,320円(税込)
自動解約	当該口座の残高が本手数料に満たない場合は、残高全額を本手数料の一部として引落としさせていただき、口座を自動的に解約いたします

2. 一定金額未満の普通預金等の解約手続きの簡略化について

残高 10,000 円未満の普通預金口座等の解約手続きを簡略化し、押印を不要とする取扱いを開始します。普通預金等の解約手続きには、これまで所定の解約依頼書にお届印を押印いただいていたが、運転免許証等の本人確認書類をご提示いただくことで解約できる取扱いとし、お手続きの負担軽減を図ります。

開始日	2021 年 7 月 1 日(木)
簡略化の内容	残高 10,000 円未満の口座解約手続き時の押印を不要とします

3. 一部預金商品の新規取扱の中止について

以下の商品について新規口座開設を中止いたします。

なお、2021 年 6 月 30 日(水)以前に開設された口座については、引続きご利用いただけます。

新規取扱中止日	2021 年 7 月 1 日(木)
対象商品	<ul style="list-style-type: none"> ・貯蓄預金 ・納税準備預金 ・納税貯蓄組合預金

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

営業統括部(谷口)・個人コンサルティング部(畠山)・経営統括部(須田)

TEL 0857-37-0248 ・ 0286 ・ 0260